



農林水産省職員生活協同組合 第66回臨時総代会議事録

1. 開催日時 2025年2月14日(金) 12時15分

2. 開催場所 中央合同庁舎第4号館内農林水産省共用会議室

住所：東京都千代田区霞が関3-1-1

3. 総代総数及び出席総代数

(1) 総代総数 106名

(2) 出席総代数 70名

(内訳)：本人出席 7名、委任1名、書面議決 62名

4. 出席役員

(1) 出席理事の氏名

高山 勉、久保田克則、高野賢一、喜多真一、大窪隆太郎、東 敏央、星野拓也、
井口 勲、植田知明、田代みつえ、佐藤代幸、金野忠司、中村敏美、遠藤直美、
川村菜穂、福田高士

(2) 出席監事の氏名

岡本敏男、矢作三枝、岡本嘉人

5. 議長の氏名

板垣敏明

6. 議事録を作成した理事の氏名

理事 喜多真一

7. 議事の経過の要領及びその結果

定刻に至り、久保田克則副理事長が出席総代数を報告して、臨時総代会が定款第56条第1項に基づき、成立していることを告げ、臨時総代会の開会を宣言した。

次いで、議長の選出について、司会者に一任の了承を得た後に、板垣敏明総代が議長に選出された。

理事長 高山勉の挨拶が行われた。

議事に入り、喜多真一専務理事より、別添の議案書に基づき、議案を提案した。

その後、議案を審議したところ、原田総代から、①昨年の総代会議案書では筑波総合売店、筑波事務室の営業が承認されているが、その時に見直しの議案があれば今回の臨時総代会の意味がある。②先だって速達で総代有志一同の手紙が届きびっくりした。どうなっているのか。筑波の問題であり主人公は筑波の総代・組合員である。組合員の理

解なくして進んでいくのか。経営状況は理解でき、よく決断したと思うが、まずは組合員の理解を得てからだと思うし本日出席している筑波の組合員の意見を聞きたい。との質問が出された。

①及び②に対し、喜多真一専務理事から、第 65 回通常総代会で承認を得ているが、剰余金が 5 万円となり、事務局内で分析した結果、これ以上損失を増やすことは生協全体の運営に関わることで判断し、三役会議、部会、理事会で議論し決定したもの。②12 月 6 日に組合員説明を行ったところであるが、不十分とのご意見は受け止め、今後、組合員への周知方法、情報提供について検討してまいりたい。また、総代有志一同の手紙があると聞いているが生協事務局に届いたものではなく、正式な手続きを経たものではないと回答した。

染谷総代から委任を受けた太田組合員から、③周知が不十分との説明であるが、監事は理事会決定等の手続きは問題なく臨時総代会の開催を指示したと総代有志一同に回答していると聞いているが、閉店にかかる行動を先にしていることに問題はないか。論点がずれている。④厚労省の判断は OK とするしかないと思うが、着手する手順がおかしいということを踏まえた資料を厚労省に提出すべきではなかったか監事に聞きたい⑤今回は追認ではなく承認であり賛成多数で承認・可決されたとしても、12 月に閉店した田納菜園の閉店は 3/14 までに原状回復はされるのかとの質問が出された。

③及び④に対し、岡本代表監事から、筑波総合売店の営業終了に係る取扱いについては、昨年の 9 月 13 日に筑波部会の同意を得た上で、9 月 18 日に三役会議、9 月 26 日の第 4 回理事会において、定款第 31 条の理事会議決事項に基づき決定している。監事は、この一連の手続きについて、総代有志一同様の要望書に基づいて、改めて調査をした。その結果、今回の議決事項について、定款に違反はしていないこと、事務手続き等に瑕疵はないことを確認した。一方、今回の事案は筑波部会の組合員の利便性だけでなく、その他職域の職員の利益を将来損なうことも想定される重要な事案であると判断できるため、専務理事及び三役に対して、理事会の招集を求めるとともに、理事会において、臨時総代会の開催の議決を経ることを指示したところ。

また、監事から事務局に対して、臨時総代会開催の条件として、①定款 31 条の財産及び業務の執行に関する重要な事項として、筑波総合売店の営業終了を決定したことに瑕疵はないことの確認②瑕疵がなく理事会で議決されている事項について、改めて臨時総代会の議題とすることについて、厚生労働省生協業務室へ確認を行うことを指示した。厚生労働省からは、監事の判断、指示事項について、問題がないとの回答をいただいていると回答した。

⑤に対し、喜多真一専務理事から、10 月に田納菜園、塚本クリーニングに報告した際、田納菜園の発言はなかったが、後日電話で元々売上げが減少しており閉店を検討し、1 月から新規事業を立ち上げるため人員をそちらに回したいとの申し出があり、10 月 21 日付で 12 月 20 日に閉店する旨の解約申出書の提出があった。このことについては双方合意のうえ適切に処理している。塚本クリーニングは理解が得られないため、11 月に単

年度契約のため来年度の更新はない旨の書簡を送付したところであると回答があった。

議長より、審議を終了し、採決を行う旨、また、採決は挙手により行う旨が宣せられ、採決に入った。

第1号議案 2024年度事業計画の変更（筑波総合売店、筑波事務室の閉店）承認の件

反対：9人、棄権：0人、保留：6人、欠席：35人、賛成：55人、
原案のとおり可決承認した。

以上をもって、本臨時総代会の議案審議は終了したことから、議長は退任し、12時56分、高野賢一副理事長が閉会を宣言した。

8. 上記議事の経過要領及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議事録作成を担当した理事及び議長が記名押印する。

2025年2月14日

農林水産省職員生活協同組合

議事録作成担当理事 専務理事 喜 多 真 一

議 長 板 垣 敏 明



